

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政的援助団体等監査をし、同条第9項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので公表する。

令和2年6月3日

茨城県監査委員	山岡恒夫
同	館静馬
同	深谷一広
同	羽生健志

財政的援助団体等監査の結果に関する報告

1 実施方針

各団体が出資等の目的に沿って事業運営を行っているか、関係法令等に準拠した適切な会計処理がなされているかなどについて、監査を実施する。

(1) 県出資団体

団体は出資の目的に沿った事業運営が行われているか、事業は計画的、効率的に行われ財務の健全性が保たれているか、会計処理及び財産管理は規定等に従って適正に行われているかなどについて監査を実施する。

(2) 補助金等交付団体

補助事業等はその目的に沿って適正に行われているか、補助金等の使途は適正かなどについて監査を実施する。

また、補助事業全体をとおして事業の効率性、有効性等を検証する。

(3) 公の施設の指定管理者

施設の管理は基本協定に従って適正に実施されているか、施設の維持管理は適正に行われているかなどについて監査を実施する。

2 監査の対象団体 3団体

団体名	出資金, 補助金等, 指定管理の内容
社会福祉法人茨城県社会福祉事業団	<ul style="list-style-type: none"> ○出資金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県出資金 10,000,000 円 (所管課：保健福祉部障害福祉課) ○補助金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 茨城県社会福祉事業団運営費補助金 48,385,045 円 (所管課：保健福祉部障害福祉課) ○公の施設の指定管理料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 茨城県立あすなろの郷 2,903,296,082 円 (所管課：保健福祉部障害福祉課) ・ 茨城県立児童センターこどもの城 55,131,000 円 (所管課：保健福祉部子ども政策局少子化対策課)
公益財団法人茨城県体育協会	<ul style="list-style-type: none"> ○出資金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県出資金 35,234,342 円 (所管課：教育庁学校教育部保健体育課) ○補助金等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公益財団茨城県体育協会育成補助金 35,495,610 円 ・ 競技力向上費補助金 7,991,000 円

	<ul style="list-style-type: none"> ・国民体育大会派遣費補助金 88,608,614 円 (所管課：教育庁学校教育部保健体育課) ○指定管理 ・堀原運動公園 115,861,000 円 ・笠松運動公園 362,413,000 円 (所管課：教育庁学校教育部保健体育課)
一般社団法人茨城県聴覚障害者協会	<ul style="list-style-type: none"> ○指定管理 ・茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎ 29,707,000 円 (所管課：保健福祉部障害福祉課)

3 監査実施期間

令和2年3月1日から令和2年3月31日まで

4 監査対象年度

平成30年度

5 監査結果の取扱基準

事務事業の執行に著しく適正を欠き、是正又は改善を求める必要があると認められる事項については指摘事項とし、指摘には該当しないが、的確な事務の執行等を促す必要があると認められる事項については注意事項とする。

6 監査の結果

指摘及び注意に該当する事項は認められなかった。